

各圏域の感染警戒レベルを切り替えます

令和4年10月28日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

第7波におけるこれまでの状況を踏まえて、令和4年10月28日に見直しを行った「長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル」（以下「新基準」）に基づき、各圏域の感染警戒レベルを切り替えます。

2 各圏域の感染警戒レベル

本日から、各圏域の感染警戒レベルを次のとおりとします。

圏域	新規陽性者数 ^{※1} (人口10万人当たり)	切替後	切替前 ^{※2}	圏域	新規陽性者数 ^{※1} (人口10万人当たり)	切替後	切替前 ^{※2}
佐久	736人(360.05人)	<u>4</u> (警戒)	4(5)	木曾	100人(392.52人)	<u>4</u> (警戒)	3(4)
上田	824人(424.96人)	<u>4</u> (警戒)	4(5)	松本	1,896人(447.52人)	<u>4</u> (警戒)	4(5)
諏訪	719人(370.92人)	<u>4</u> (警戒)	4(5)	北アルプス	215人(382.34人)	<u>4</u> (警戒)	4(5)
上伊那	382人(212.34人)	<u>3</u> (注意)	4(5)	長野	1,423人(267.12人)	<u>3</u> (注意)	4(5)
南信州	611人(393.31人)	<u>4</u> (警戒)	4(5)	北信	186人(225.33人)	<u>3</u> (注意)	4(5)

※1 直近1週間（10月21日から27日まで）の新規陽性者数

2 「切替前」欄の()内は、医療アラートによる上限がない場合のレベル

3 県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、「新型コロナ第7波の感染再拡大を踏まえた県民の皆様へのお願い」（令和4年10月20日）に沿った対応をお願いします。

新基準の周知期間を考慮し、10月20日に発出した「医療警報」期間中は、レベル4以下の圏域における「新型コロナ第7波の感染再拡大を踏まえた県民の皆様へのお願い」（令和4年10月20日）を継続します。

なお、県としての対策も、「全県に『医療警報』を発出します」（令和4年10月20日）の内容を継続します。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

県内の感染警戒レベル (R4.10.28 現在)

感染警戒レベル4の圏域	7圏域	佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、南信州圏域、木曽圏域、松本圏域、北アルプス圏域
感染警戒レベル3の圏域	3圏域	上伊那圏域、長野圏域、北信圏域

